

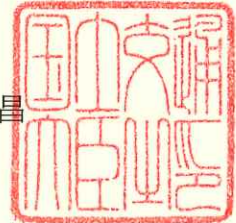
国海員第 86 号
令和 7 年 7 月 22 日

交通政策審議会

会長 橋本 英二 殿

国土交通大臣

中野 洋昌



交通政策審議会への諮問について

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 60 条第 2 項の規定により読み替えて適用される同法第 57 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第 485 号

船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について

諮問理由

船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則を別紙のとおり改正することについて、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について

1. 背景

労働者の仕事と育児・介護の両立を支援するため、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 42 号。以下「改正法」という。）において、仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮や育児期の柔軟な働き方を実現するための措置に係る事業主の義務が規定された。

改正法の一部施行（令和 7 年 10 月 1 日）に伴い、船員に係る当該支援制度の詳細を定めている船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成 3 年運輸省令第 36 号。以下「規則」という。）についても、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

改正法第 2 条による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号。以下「法」という。）第 60 条第 2 項の規定により読み替えて適用される事項について、以下のとおり定めることとする。

（1） 妊娠・出産等の申出時等の仕事と育児の両立に関する個別の意向の聴取と配慮（新設）

法第 21 条第 2 項（※）の事業主の各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する個別の意向の聴取義務に関し、①意向聴取の方法及び②聴取内容をそれぞれ以下のとおり定めることとする。

※法第 23 条の 3 第 6 項の準用規定により、3 歳未満の子を養育する船員についても適用

①意向聴取の方法【規則第 29 条の 16 関係】

次のいずれかの方法によって行うこととする。

- ・ 面談による方法
- ・ 書面を交付する方法
- ・ ファクシミリ装置を用いて書面を送信する方法
- ・ 電子メール等を送信する方法

②聴取内容【規則第 29 条の 17 関係】

- ・ 始業及び終業の時刻
- ・ 就業の場所
- ・ 子の養育に関する制度又は措置の利用期間
- ・ 職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する就業に関する条件

(2) 育児期の柔軟な働き方を実現するための措置（新設）

①法第 23 条の 3 第 1 項の 3 歳から小学校就学前の子を養育する船員に関して、事業主が行う柔軟な働き方を実現するための措置の具体的な内容としてそれぞれ以下のとおり定めることとする。【規則第 32 条の 4～第 32 条の 8 関係】

- (i) 法第 23 条の 3 第 1 項第 1 号の「短期間航海船舶に乗り組ませること等の措置であって国土交通省令で定めるもの」は、希望する船員について短期間の航海を行う船舶に乗り組ませることのできる制度その他これに準ずる制度とする。
- (ii) 法第 23 条の 3 第 1 項第 2 号の「陸上勤務の措置」は、利用をすることができる日数を原則として 1 年につき 30 日以上とする措置を含むものとしなければならないこととする。
- (iii) 法第 23 条の 3 第 1 項第 3 号の「育児のための所定労働時間の短縮措置」は、船舶の停泊中における 1 日の所定労働時間を原則として 6 時間とする措置を含むものとしなければならないこととする。
- (iv) 法第 23 条の 3 第 1 項第 4 号の「休暇を与えるための措置」は、1 日の所定労働時間を変更することなく利用をすること及び 1 年につき 10 労働日の利用をすることができるものとしなければならないこととする。
- (v) 法第 23 条の 3 第 1 項第 5 号の「労働者が就業しつつ当該子を養育することを容易にするための措置として国土交通省令で定めるもの」として以下のとおり定めることとする。
 - イ 船員の 3 歳から小学校就学前の子に係る保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与を行うこと。
 - ロ 船員の 3 歳から小学校就学前の子の養育に必要な日常生活における家事を支援すること。（イの措置を除く）
 - ハ 船員の希望を勘案し、船員法第 62 条第 1 項の規定による補償休日の付与に関し便宜の供与を行うこと。
- (vi) 法第 23 条の 3 第 2 項の所定労働時間が短い船員として国土交通省令で定める者は、1 日の所定労働時間が 4 時間以下の船員とする。
- (vii) 法第 23 条の 3 第 2 項の「国土交通省令で定める 1 日未満の単位」は、半日（1 日の所定労働時間数の 2 分の 1）であって、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するものとする。

②法第 23 条の 3 第 5 項の 3 歳未満の子を養育する船員に対して事業主が行う柔軟な働き方を実現するための措置に関する個別の意向の確認義務に関し、(i) 周知時期、(ii) 周知事項及び (iii) 個別周知・意向確認の方法をそれぞれ以下のとおり定めることとする。【規則第 32 条の 9～第 32 条の 12 関係】

- (i) 周知時期
船員の子が 2 歳 11 か月に達する日の翌日までの 1 年間
- (ii) 周知事項
 - ・ 事業主が行う柔軟な働き方を実現するための措置の内容

- ・ 柔軟な働き方を実現するための措置の申出先
- ・ 深夜業の制限に関する制度

(iii) 個別周知・意向確認の方法

次のいずれかの方法によって行うこととする。

- ・ 面談による方法
- ・ 書面を交付する方法
- ・ ファクシミリ装置を用いて書面を送信する方法
- ・ 電子メール等を送信する方法

(3) その他

その他所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和7年9月

施 行：令和7年10月1日（水）